投資信託セット定期預金「悠々」

令和７年４月１日現在

１．商品名		・投資信託セット定期預金 『スーパー定期［単利型］（自由金利型定期預金＜Ｍ型＞）』
２．販売対象		・新規お預け入れで、個人又は個人事業者の方に限定し、同時に投資信託をお申込みの方（インターネットサービスをご利用の場合は、投資信託お申込み日より１ヵ月以内が本商品の対象となります）
３．取扱期間		・令和７年４月１日（火）～令和８年３月31日（火）
４．発売総額		・５億円 ただし、募集総額に達した場合や市場動向によっては、お取扱い期間中であっても販売を締め切らせていただきます。
定期預金	５．期　　間	・定型方式…3ヵ月のみ ・自動継続（元金継続、元利金継続）のみ
	６．預　　入 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入。なお、新規預入に限ります。 ・50万円以上1,000万円以内 ただし、同時にお申込みされる投資信託の金額を上限とします。 ・10万円単位
	７．払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
	８．利　　息 （１）適用金利 （２）利払方法 （３）計算方法	 ・固定金利　期間３ヵ月：年3.00%（税引後2.39055%） ・上記金利は当初３ヵ月のみの適用となり、自動継続後の金利は、満期日におけるスーパー定期預金の店頭表示の金利を適用します。 ・付利単位を１円とした１年を365日とする日割計算。
	９．税　　金	・お利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。）
	10．付加できる特約事項	・「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・マル優の取扱いができます。
	11．中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、「定期預金の中途解約利率一覧表」の預入期間に応じた中途解約利率にて、預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います
	12．苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、ふくしんお客様相談室(9時～17時、電話:0120－294－864)にお申し出ください。 紛争解決措置　福井弁護士会（電話：0776－23－5255）または金沢弁護士会（電話：076－221－0242）、富山県弁護士会（電話：076－421－4811）、東京弁護士会（電話：03－3581－0031）、第一東京弁護士会（電話：03－3595－8588）、第二東京弁護士会（電話：03－3581－2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記ふくしんお客様相談室または全国しんきん相談所(9～17時、電話：03－3517－5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。
	13．その他参考となる事項	・満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 ・預金保険対象預金を合算して元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）
投資信	14．対象となる投資信託	・ノーロード型投資信託を除く全ファンドが本商品の対象となります。

託	15. 手数料等	・投資信託には、買付時のお申込み手数料（買付金額に対し最大 3.30%<税込>）ならびに換金時の信託財産留保額（基準価額に対し最大 0.5%）が必要となり、保有期間中は信託報酬（純資産総額に対し最大年約 2.42%<税込>）、および監査費用、その他費用等が信託財産から支払われます。ファンド毎に異なりますので、詳細は投資信託説明書（交付目論見書）によりご確認ください。 なお、手数料等の合計額については、お申込金額、保有期間、運用状況等に応じて異なりますので、表示することはできません。
投資信託	16. ご購入にあたっての注意点	・投資信託は、預金、保険契約ではありません。投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。当金庫は販売会社であり投資信託の設定・運用は委託会社が行います。 投資信託は元本及び利回りの保証はありません。投資信託は、組入有価証券等の価格下落や、組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。 投資信託の運用による利益及び損失は、ご購入されたお客様に帰属します。投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ（書面による解除）の適用はありません。投資信託のご購入にあたっては、あらかじめ最新の契約締結前交付書面（交付目論見書及び目論見書補完書面 等）を必ずご覧ください。契約締結前交付書面（交付目論見書及び目論見書補完書面 等）は当金庫本支店等にご用意しています。 また、当資料は当金庫が独自に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。